

（参考３）生活困窮者自立支援法の概要等

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

新たな生活困窮者自立支援制度

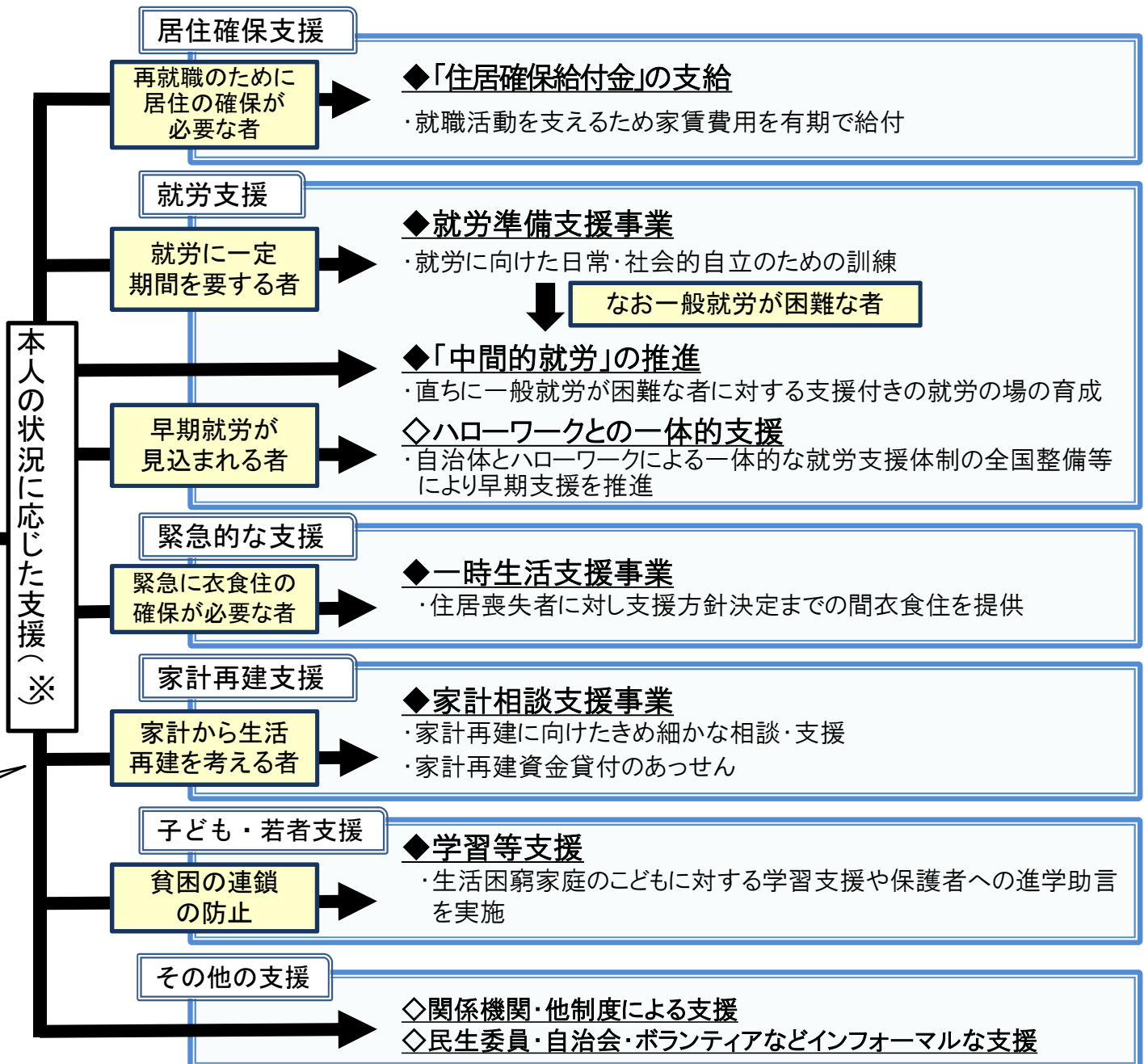
包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

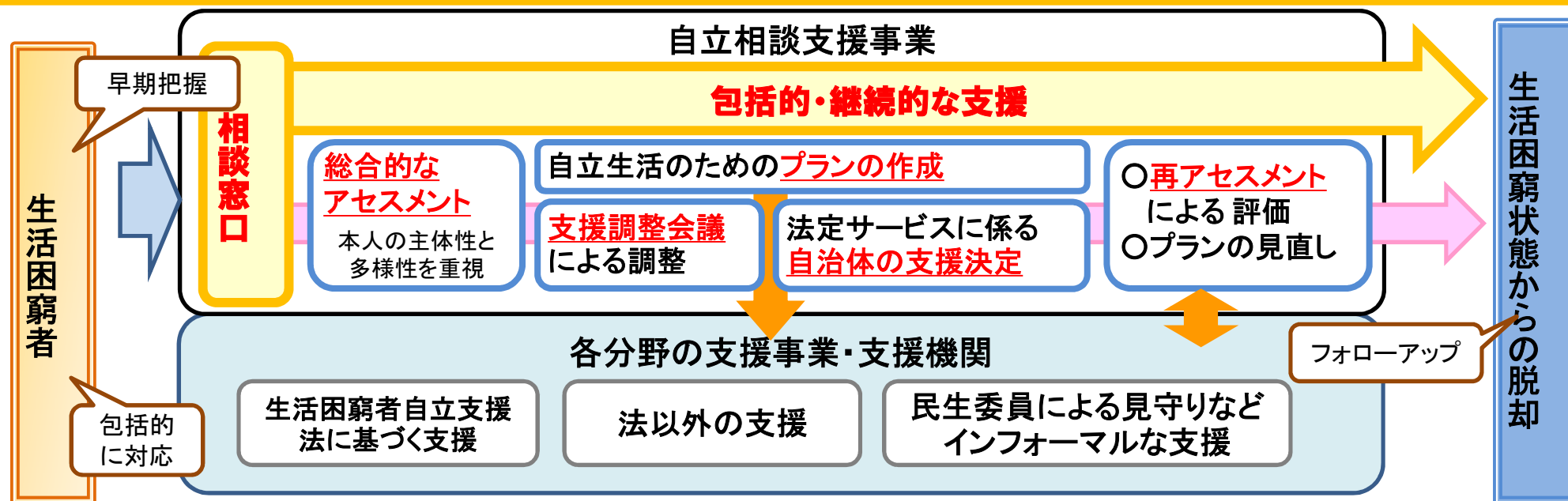
- 生活保護法は、現に保護を受けている者（法第6条第1項）、現に保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）が対象（要保護者以外の生活困窮者）。
 - ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、継続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について(案)

- 自立相談支援事業については、以下の３職種を配置することを基本とすることを考えている。

職種	主な役割
主任相談支援員	○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携
相談支援員	○ 生活困窮者への相談支援 ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ
就労支援員	○ 生活困窮者への就労支援 ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など

※ 自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討。

住居確保給付金について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末〔平成25年度補正予算案により1年延長〕までの時限措置）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➤ 支給要件（東京23区の場合）

①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下

②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下

③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数：136,631件（平成21年10月～平成25年3月実績）

◆ 常用就職（※）率：58.5%（平成24年度実績）

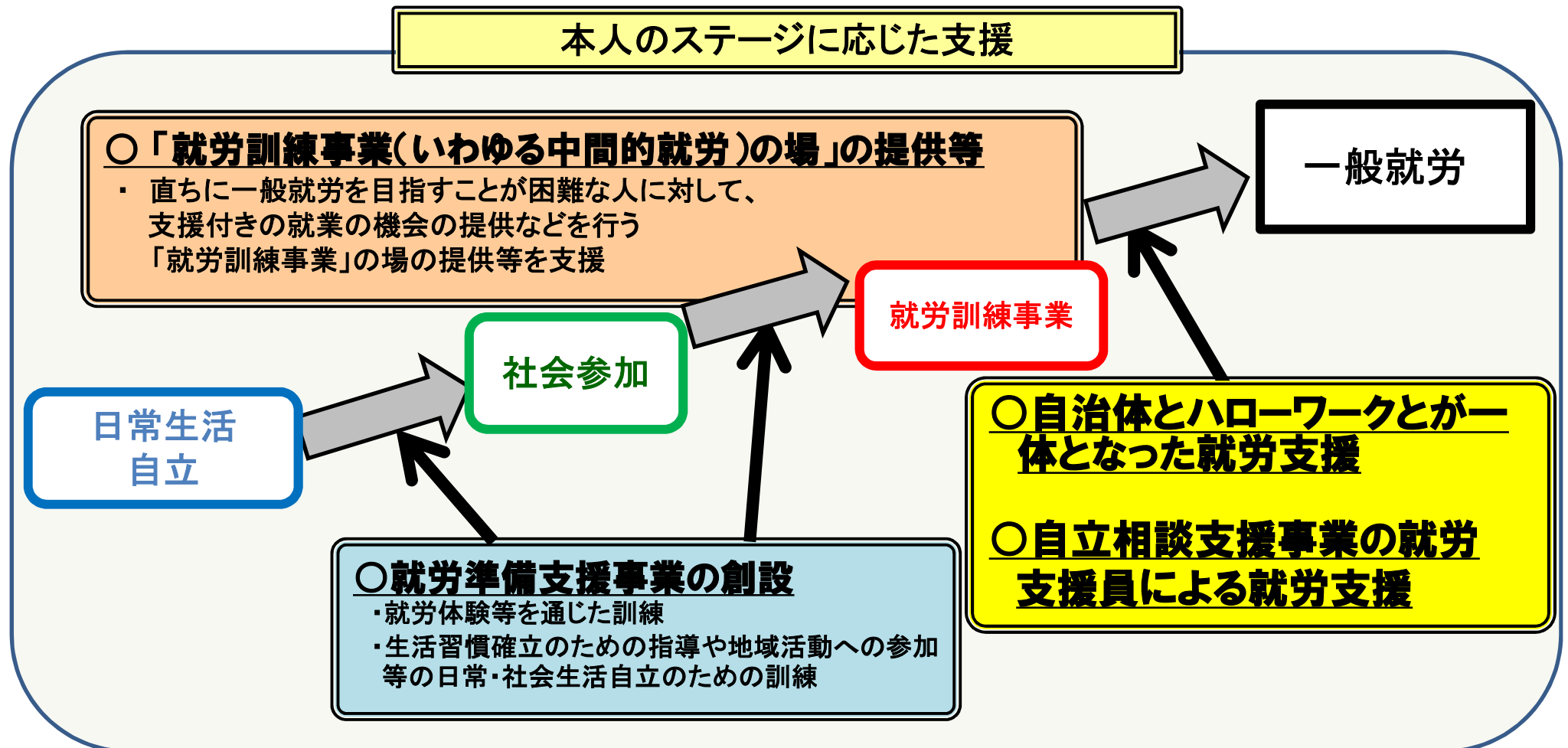
（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者で構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場の提供することもあり得る（就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定）	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労準備支援事業について

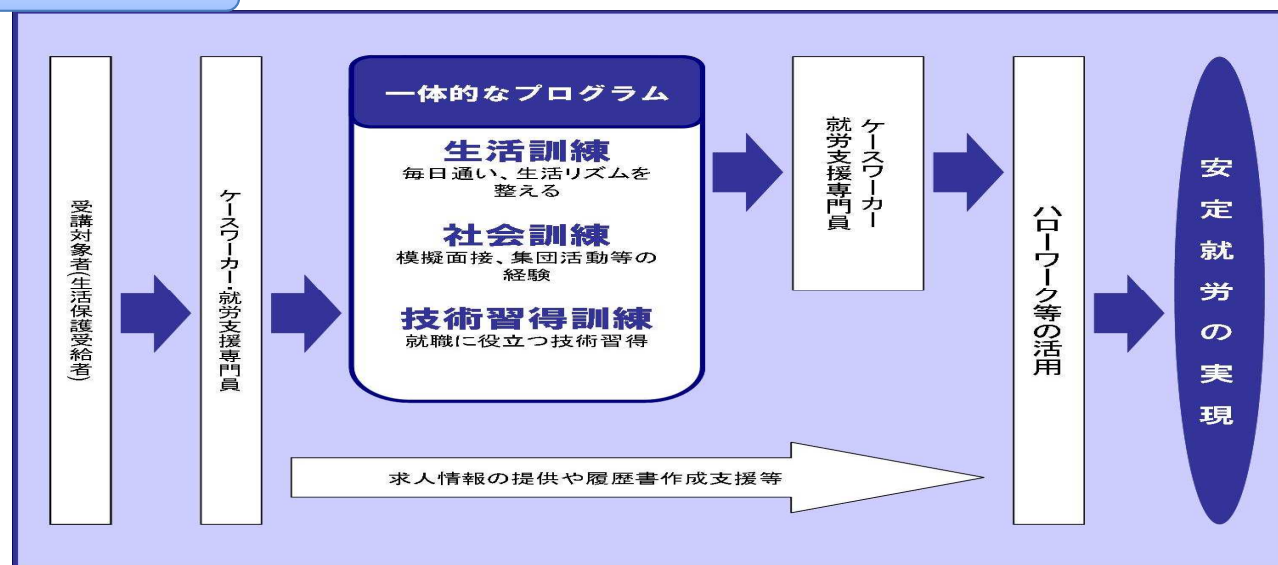
新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドラインの概要

(平成25年7月30日付事務連絡)

1. 事業の趣旨

- 生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体。民間事業者への委託も可能。

2. 対象者像について

- 6ヶ月から1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、「就労の意思又は能力が希薄である」「決まった時間に起床・就寝できない、昼夜逆転している等、生活習慣の形成・改善が必要である」「コミュニケーション能力等、社会参加能力の形成・改善が必要である」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者を想定。
- 具体的には、自立相談支援事業におけるアセスメントの中で、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。
- 公費を投入して実施するものであるため、対象者について一定の資産・収入要件を設定（ただし、モデル事業においては資産・収入要件は設定しない。）。

3. 支援の実施について

- ①生活自立支援（定時通所の促し、生活習慣形成のための計画作成等）、②社会自立支援（挨拶の励行など基本的コミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等）、③就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書の作成指導等）を実施。支援を行うに際し、「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成。
- 実施期間については、概ね次のとおり。
 - ・ 生活自立支援段階・社会自立支援段階からのスタート → 1年以内
 - ・ 就労自立支援段階からのスタート → 6ヶ月以内
- 実施方法については、通所方式と合宿方式を想定。

4. 就労体験における留意事項について

- 就労準備支援事業における就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないもの（作業に従事するか否かは、対象者の自由）。
 - ※ あらかじめ、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化。
 - ※ 作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、一般就労を行っている者と明確に区分することが必要。
- したがって、労働基準法をはじめとした労働関係法令は適用されないが、安全衛生面、災害補償面については、就労体験についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うことが必要。
- また、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

5. 支援終了後の自立相談支援事業を行う者・ハローワークとの連携について

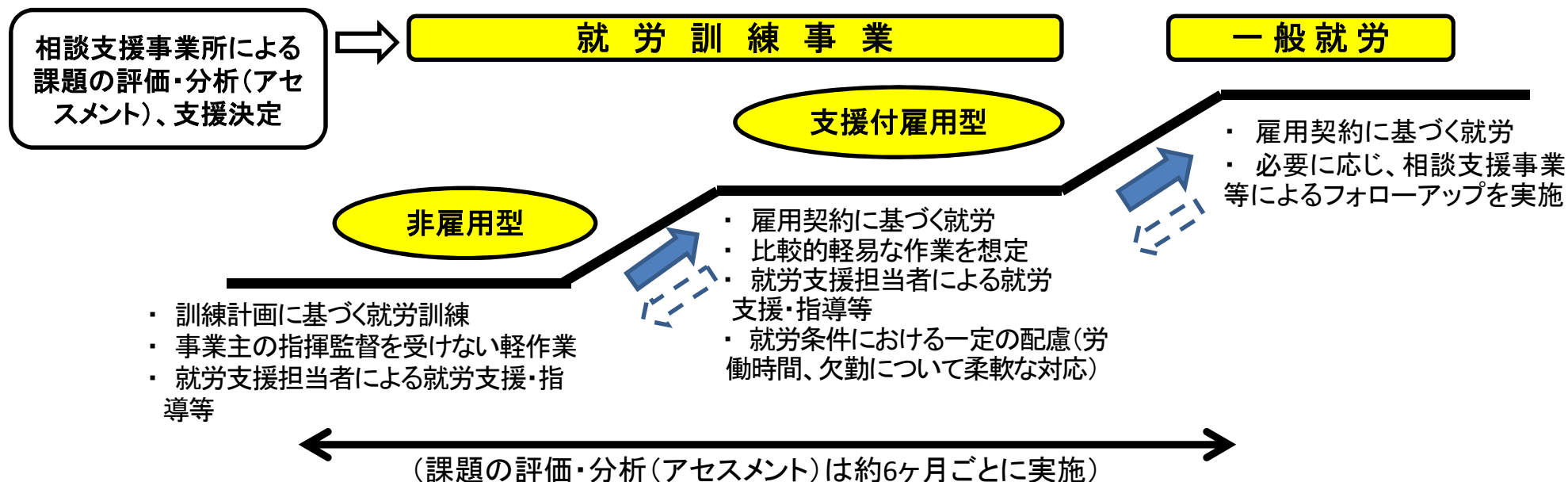
- 就労準備支援事業者は、支援終了後、自立相談支援事業者に状況を報告するとともに、対象者が一般就労に就くことができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図る。
- 支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に就労訓練事業の利用が行われるよう、その実施者に当該者が重点的に改善すべき点について情報提供を行うなど必要な支援を行う。

就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

中間的就労のモデル事業実施に関するガイドラインの概要

(平成25年7月30日付事務連絡)

1 事業の趣旨

- 就労訓練（いわゆる中間的就労）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就労を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練としての就労形態は、①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階と、②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階の二つを想定。

2 対象者像

- 自立相談支援事業のアセスメントにおいて、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を認める必要があると判断される者が対象。
(例) いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

3 事業の在り方

- 就労訓練について、適切な内容の支援が行われる必要があること、また、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）とならないよう留意する必要があることから、就労訓練事業所は、その事業内容、就労支援内容等が適切である旨の都道府県知事等による認定を受けることが必要（モデル事業においては、実施自治体を確認）。

4 就労内容

- 就労訓練においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者に適した作業を設定することが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 適切な訓練の実施を確保するため、対象者ごとに就労支援プログラムを作成。就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新を行う。

5 対象者の就労条件

- 就労訓練を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援事業において決定。
 - ※ 非雇用型として就労訓練を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。
 - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成26年度末[平成25年度補正予算案により1年延長]までの事業)

➤ 目 的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則 3 か月以内

◆ 実施自治体数 (H24. 3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型) がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1, 514人) ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

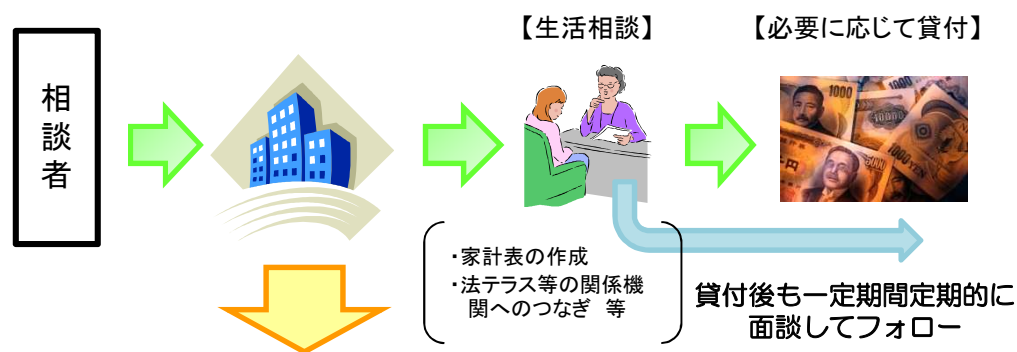
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)と相談者の状況に応じた支援計画の作成
 - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。
- 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ(現行の取組例)



平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
(約560万円、対貸付残高比：0.97%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額(万円)	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高(万円)	23,713	-	42,157	-
貸付平均額(万円)	54.7	64.4	56.8	62.1

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1～3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。